

## [目次]

## アムネスティの経済分析

原 島 求

大阪大学大学院国際公共政策研究科

### 要旨

本稿では、Bond and Chen (1987) を基礎にした2国モデルによって、アムネスティ及びそれに関連する政策の経済効果についての議論を行い、次のような結論を得た。失業が存在しない状況でアムネスティをより積極的に実施すると、世界全体の所得が増加することになる。しかし、同時に受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率が減少するために、アムネスティがより積極的に実施されるにつれて、受入れ国に失業が発生する恐れが出てくる。受入れ国及び送出し国内に失業者が存在する状況でアムネスティをより積極的に実施すると、受入れ国内の失業者が増加するとともに、送出し国内の失業者が減少し、世界全体の所得には変化がない。

失業の発生を回避しながら受入れ国内の不法就労者を減少させる方法の一つは、アムネスティをより積極的に実施すると同時に、不法就労者を雇用する生産者に対する罰金を増額することである。もう一つの方法は、受入れ国の正規の受入れ枠を拡張し、労働資格を得て受入れ国に入国する者の量を増加させることである。ただし、この方法では、アムネスティのように既存の不法就労者を合法化できるわけではない。

キーワード： 不法就労者の期待賃金率、雇用主に対する罰金、外国人労働者の正規の受入れ枠

## 1. はじめに

アムネ스티 (amnesty) とは元来「恩赦」を意味する言葉であるが、外国人不法就労者に対して一定の条件のもとに労働資格を与えてこれを合法化することの意味としても用いられる。アムネ스티は、劣悪な状態にある外国人不法就労者の労働条件、生活水準の向上を図る政策であることから、人道主義者等から熱烈な支持を受けている。現在、アメリカ、カナダ、フランス、スペイン、イタリアなどで採用されているが、自国民の雇用に悪影響を与えるのではないかと恐れから、わが国をはじめとして採用に踏み切れない国も多い。

このようにアムネ스티は国際的に重要な労働問題の一つであるが、これまで本格的な経済分析の対象となつてこなかった。そこで本稿では、2国・1財・2要素からなるモデルによってアムネ스티及びそれに関連する政策の経済効果について詳細な議論を行ってみたい。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では、アムネ스티の実態について議論するとともに、それに関する分析を平易にするための議論を行う。第3節では、賃金率が伸縮的な場合について、アムネ스티が国民所得などの変数に与える影響を分析する。第4節では、失業が存在する場合について、アムネ스티が諸変数に与える影響を分析するとともに、失業の発生を回避しながら外国人不法就労者を減少させる方法について議論する。第5節では、それまでの議論の要約をするとともに、外国人不法就労者問題に対する具体的な政策案を提示する。

## 2. アムネ스티の実態と議論の簡素化

### 2.1 アムネ스티の実態

各実施国によって相違点はあるものの、これまで実施されたアムネ스티は、ある時点において、既に受入れ国で一定期間以上就労(または滞在)している労働資格のない外国人が、所定の期間内に申請書を提出すれば、ほぼ無条件に一定期間有効な労働資格を付与されるという点では共通している。まさに、語源どおり、不法就労者にとっては恩赦といえる。要件となる一定の就労(または滞在)期間としては、一年を超えるようなケースもあるが、数ヶ月程度のケースもある。実施国の多くは、80年代

以降、このような措置を数回にわたって行っている。

## 2.2 議論の簡素化

2.1 の議論より、アムネ스티を一度実施すると、一定期間以上就労（または滞在）している者に労働資格が付与される確率は非常に高く、それ以外の者に当該実施において労働資格が付与される確率はほぼ0%と考えられる。ただし、アムネस्टィが一度実施されると、その後に再び実施される可能性が十分あるので、労働資格を付与されなかった者についても、将来的に労働資格が付与される可能性はあるわけである。

すなわち、労働資格が付与される確率はすべての不法就労者の間で一定ではなく、受入れ国での就労（または滞在）期間が長いほど、確率が高くなるわけである。したがって、アムネस्टィに関する議論では、厳密には、不法就労者を就労（または滞在）期間によって区分し、動学的に分析を行う必要がる。

しかし、ここでは議論を易しくするために、やや工夫をしてみたい。その参考となるのが、Todaro（1969）とHarris and Todaro（1970）との関係である。両者とも発展途上国における都市・農村間の労働移動を議論した研究である。

Todaro（1969）では、農村から都市へ移動してきた労働者が職を見つけるまでにかかりの時間を要し、一度職を得た者はかなり安定して就労できることに着目し、都市での滞在期間が長い者ほど就職できる確率が高く、一度就職できた者は職を失うことはないと仮定した。そして、各労働者が都市に在住した場合の期待生涯所得と農村に在住した場合のそれとを比較して、都市・農村間の移動を行うものと仮定した。これによって、都市に失業者が存在し、且つ、増加しているような状況にあっても、農村から都市への労働移動が継続していることを説明した。

Harris and Todaro（1970）では、都市生産部門への補助金及び都市への労働移動の制限が都市の失業に与える影響について平易に議論するために、Todaro（1969）のモデルの静学化が図られた。そこでは、すべての都市労働者が都市生産部門に就職できる確率は等しく、各労働者は都市での期待賃金率と農村での賃金率を比較して、都市・農村間の移動を行うものと仮定した。そして、都市生産部門への補助金と都市への労働移動の制限の適切な組合せによって、社会的厚生が最大化することを示した。

そこで、アムネस्टィについての議論においても、労働資格を持たない外国人労働者の間で、同資格を得られる確率は等しいものと仮定し、受入れ国・送出し国間の期

待賃金率の裁定によって国際移動が行われるものとして、議論を進めることにしたい。  
なお、それに関する詳細な定式化については、第3節(3.1.4)において行う。

### 3. 賃金率が伸縮的な場合の分析

そもそも賃金率に下方硬直性があるからこそ、外国人労働者の受入れ数を限定せざるを得なくなり、その結果として外国人不法就労者問題が発生するとも考えられる。したがって、賃金率が伸縮的であれば外国人不法就労者問題は存在しないのかもしれないが、アムネ스티の問題の議論を深めるステップとして、まずこのようなケースについて分析を行いたい。

#### 3.1 基本モデル

外国人不法就労者に対する取締りをモデルに組み込んだ厳密な議論の先駆けとなったのは Ethier (1986) であり、それを発展させたのが Bond and Chen (1987) である。前者では、一国(外国人労働者受入れ国)モデルによって、取締りのために投入する資源の増加(取締り費用の増加)が受入れ国の国民所得を増加させるための条件等が提示された。後者では、二国(外国人労働者受入れ国・送出国)モデルによって、前者では所与であった賃金率等の変数を内生化して議論をより厳密にするとともに、最適な取締り費用の水準についても提示された。

本稿のモデルは、Bond and Chen (1987) を基礎にして、アムネ스티の効果を議論するために、第2節の議論を考慮しながら、その存在を組み込んだ。また、それとともに、正式な外国人労働者の受入れ枠の拡張効果について議論するために、Bond and Chen (1987) では外国人労働者をすべて不法就労者と扱っていたものを、アムネスティを実施する以前から合法的な外国人就労者も存在するものと設定した。

なお、本稿では、Ethier (1986) 及び Bond and Chen (1987) のように、取締り水準の変化が及ぼす経済効果については議論しないので、取締りの設定については簡素化した。

##### 3.1.1 生産者

世界には1種類の財しか存在しないものと仮定する。また、各国の生産部門は多数の同質な生産者によって構成されているものと仮定する。さらに、不法就労者問題の対象がもっぱら単純労働者であることを考慮し、第1次接近として、生産要素のうち、単純労働のみが国際移動(部門間移動)をするものと仮定する。このため、各国の生産部門の可変的生産要素は単純労働のみとする。

受入れ国の生産部門は、次のような性質を持った生産関数を有する。なお、 $Q$ は同部門の生産量、 $L$ は同部門の雇用する単純労働量を示す。

$$Q = F(L)$$

$$F' > 0, F'' < 0 \quad (1)$$

また、送出し国の生産部門は、次のような性質を持った生産関数を有する。なお、 $Q^*$ は同部門の生産量、 $L^*$ は同部門の雇用する単純労働量を示す。

$$Q^* = F_*(L^*)$$

$$F_*' > 0, F_*'' < 0 \quad (2)$$

$F(\bullet)$ と $F_*(\bullet)$ の技術水準が等しいか否かについては特定しないことにする。

### 3.1.2 単純労働者

各単純労働者の労働供給量は等量で一定とする。(したがって、単純労働量と単純労働者数は同義として扱われる。)

送出し国民である単純労働者のうちの所与の量( $\bar{L}_A$ )は、労働資格を得た後に受入れ国へ移動して就労しているものとする。(以下、これらの者を「資格取得後入国者」という。)

正式に外国人労働者の受入れを実施する場合、受入れ国と送出し国の二国間協定によって厳密に受入れ量を決定し、両国で労働者の出入国を管理しているケースが多い。またそうでない場合でも、アメリカのように、受入れ量を決定した上で、就労を目的として入国しようとする者に対しては渡航前にその旨の在留資格を示すヴィザを取得することを義務づけているケースもある。したがって、このような仮定を採ることにした。なお、上記のようなかたちで受入れ国に入国した者についても、入国後に正式な労働許可の取得手続きが必要なケースもあるが、そのような手続きは形式的なものと考えられる。

資格取得後入国者以外の送出し国民の単純労働者は、労働資格を得ないまま受入れ国へ移動して就労している（以下、これらの者を「資格取得前入国者」という。）か、自国で就労しているものとする。資格取得前入国者は、アムネスティが同者に適用されるまでは合法的な就労者になれないものとする。

$$L = \bar{L} + \bar{L}_A + L_B \quad (3)$$

$$L^* = \bar{L}^* - \bar{L}_A - L_B \quad (4)$$

$\bar{L}, \bar{L}^*, L_B$  は、それぞれ受入れ国民である単純労働者の総量、送出し国民である単純労働者の総量、資格取得前入国者の量を表す。

### 3.1.3 賃金率

受入れ国の生産部門では、合法的に就労する単純労働者に対する賃金率（ $w$ ）は、その限界生産物価値に等しいものとする。なお、財の価格は1とする。

$$w = F'(L) \quad (5)$$

受入れ国政府は労働資格を持たない外国人労働者を雇用している生産者の摘発を行っており、生産者は労働資格を持たない外国人労働者を雇用した場合に一定の確率（ $f$ ）で摘発されるものとする。摘発された生産者は一定の罰金（不法就労者1人について $z$ ）を徴収されるものとする。また、生産者は危険中立的であり、且つ、外国人労働者が労働資格を得ているか否かを正確に把握できるものとする。このため、不法就労者の賃金率（ $w_l$ ）に、単位不法就労者当たりの期待罰金額を加えた値は、合法的な単純労働者の賃金率に等しくなる。

$$w_l + fz = w \quad (6)$$

なお、生産者からではなく、不法就労者から罰金を徴収すると設定しても、 $w_l = w - fz$  となり、（6）と結果的に同じ式になるが、Ethier（1986）及び Bond and Chen（1987）でも前者のような設定を行っているのを踏襲した。Ethier（1986）及び Bond and Chen（1987）がそのような設定をした背景には、多くの受入れ国において、不法就労者を雇用している雇用主に対する罰金制度が積極的に採用されているという現実があると考えられる。

また、Ethier（1986）及び Bond and Chen（1987）では、 $f$  は不法就労者取締り

に要する費用の増加関数として定義されているが、本稿では、同費用の変化の経済効果については議論しないので、単純に定数として扱った。

送出し国の生産部門では、単純労働者に対する賃金率 ( $w^*$ ) は、その限界生産物価値に等しいものとする。

$$w^* = F'_*(L^*) \quad (7)$$

### 3.1.4 資格取得前入国者の期待賃金率

2.2 で議論したように、すべての資格取得前入国者が労働資格を得られる確率 ( $p$ ) は等しいものと仮定する。また、資格取得前入国者の期待賃金率 ( $w_B^e$ ) は、次のように定義される。

$$w_B^e = pw + (1-p)w_l = w - fz(1-p) \quad (8)$$

$p$  は資格取得前入国者が労働資格を得られる確率であるから、 $1-p$  は同者が不法就労者に留まる確率である。資格取得前入国者の期待賃金率は、これらの確率によって、合法的就労者の賃金率と不法就労者の賃金率を加重平均した値である。

アムネ스티が初めて実施されたり、実施がより頻繁に行われるようになったり、実施の際に要件とされる受入れ国での就労期間が短縮されたりすると、それ以前に比べて、資格取得前入国者は労働資格を付与され易くなると考えられる。ここでは、そのような措置が採られることを、「アムネスティをより積極的に実施する」と呼ぶことにする。そして、「アムネスティをより積極的に実施する」と  $p$  が増加するものと仮定する。すなわち、 $p$  を政策によって変化する外生変数と仮定する。

### 3.1.5 国際労働移動と期待賃金率裁定

資格取得前入国者と送出し国で就労する単純労働者は危険中立的であり、その国際移動は  $w_B^e$  と  $w^*$  が等しくなる水準で均衡するものとする。

$$w_B^e = w^* \quad (9)$$

## 3.2 労働量・賃金率への影響

以下、アムネスティをより積極的に実施することが労働量・賃金率に与える影響

について議論する。

(8) を (9) に代入する。

$$w - fz(1-p) = w^*$$

上式の両辺を  $p$  で微分すると次のようになる。

$$\frac{dL_B}{dp} = -\frac{fz}{F''+F_*''} > 0 \quad (10)$$

資格取得前入国者の量は増加することになる。これは、アムネスティをより積極的に実施することによって資格取得前入国者の期待賃金率が増加し、一時的に資格取得前入国者の期待賃金率と送出し国内の単純労働者の賃金率に格差が生じるためである。

(5) の両辺を  $p$  で微分すると次のようになる。

$$\frac{dw}{dp} = F''' \frac{dL_B}{dp} < 0 \quad (11)$$

受入れ国内の合法的な単純労働者の賃金率は減少することになる。これは、資格取得前入国者の増加によって受入れ国内の単純労働者の量が増加し、その限界生産力が減少するためである。

(9) の両辺を  $p$  で微分すると次のようになる。

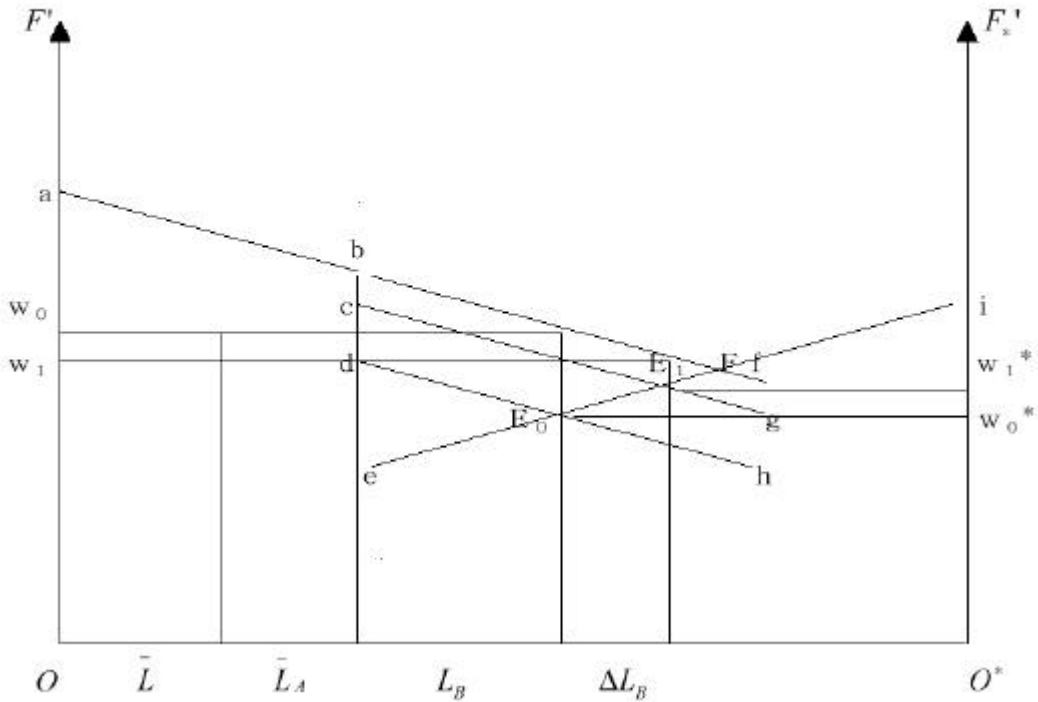
$$\begin{aligned} \frac{dw_B^e}{dp} &= \frac{dw^*}{dp} \\ &= -F_*'' \frac{dL_B}{dp} \\ &> 0 \end{aligned} \quad (12)$$

送出し国内の単純労働者の賃金率は増加することになる。これは、送出し国内にとどまる単純労働者の量が資格取得前入国者の増加に伴って減少することによって、その限界生産力が増加するためである。また、資格取得前入国者の期待賃金率は、 $p$  が増加した直後に増加した後に、 $w$  の減少の影響で減少するが、 $p$  が変化する以前の水準よりは高い水準で均衡することになる。

ただし、ここで問題となるのは、(6), (11) より、アムネスティをより積極的に実施した後も労働資格を得られなかった（合法的就労者になれなかった）資格取得前入国者の賃金率（期待賃金率ではない）が減少してしまうことである。そもそも、アムネスティは劣悪な状態にある外国人不法就労者の労働条件、生活水準の向上を図る政策であるのだから、その結果かえって労働条件の悪化する就労者が出てきてしまうというのでは目的が十分に達成されていないことになる。



図 1



以上の状況を図解すれば、以下のとおりである。

図 1 において、線分 a f は点 O を原点とする受入れ国生産部門の単純労働者の限界生産力曲線（労働需要曲線）を表し、線分 i e は点 O\* を原点とする送出し国生産部門の単純労働者の限界生産力曲線（労働需要曲線）を表し、線分 O O\* は世界全体の単純労働者の総量を表す。もし、不法就労者を雇用した生産者に対して罰金が課せられるようなことがなければ、単純労働者の労働市場は両部門の限界生産力（賃金率）が等しくなる、a f と i e の交点である点 F で均衡することになる。これに対して、本節でこれまで議論してきたケースは、次のように異なる。

受入れ国民の単純労働者と資格取得後入国者は受入れ国に固定されており、その他の単純労働者が国際移動をするように設定されているので、3.1.5 で示したように、労働市場は資格取得前入国者の期待賃金率と送出し国内の単純労働者の賃金率が等しくなる点で均衡する。このため、同期待賃金率を表す曲線が議論のために必要となる。

当初の同期待賃金率は、限界生産力から当初の  $f_z(1-p)$  ( b d ) を差し引いた値であるので、 a f のうち、 $\bar{L} + \bar{L}_A$  を超える量に対応する部分 ( b f ) を b d だけ下にシフトさせた線分 ( d h ) によって表すことができる ( 受入れ国生産部門における単純労働者の需要曲線は曲線 a b d h となる )。したがって、当初は、 d h と i e の交点の点  $E_0$  で均衡することになる。

その後、アムネスティがより積極的に実施されて、  $p$  が当初より増加すると、  $f_z(1-p)$  が減少して、資格取得前入国者の期待賃金率を表す線分は c g へシフト ( 受入れ国生産部門における単純労働者の需要曲線は曲線 a b c g となる ) して、均衡点は  $E_1$  となる。この結果、資格取得前入国者の量は、  $\Delta L_B$  だけ増加する。また、受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率は  $w_0$  から  $w_1$  に減少し、それ以外の単純労働者の賃金率は  $w_0^*$  から  $w_1^*$  に増加する。

### 3.3 総所得への影響

以下、アムネスティをより積極的に実施することが受入れ国・送出し国の国民所得及び世界全体の所得に与える影響について議論する。

まず、受入れ国の国民所得 (  $Y$  ) と送出し国の国民所得 (  $Y^*$  ) について、次のように定義する。

$$Y = Q - w\bar{L}_A - w_B^e L_B \quad (13)$$

$$Y^* = Q^* + w\bar{L}_A + w_B^e L_B \quad (14)$$

受入れ国の国民所得は、受入れ国の生産部門の生産額から、資格取得後入国者と資格取得前入国者に支払う賃金を差し引いた額である。送出し国の国民所得は、送出し国の生産部門の生産額に、資格取得後入国者と資格取得前入国者の賃金を加えた額である。外国人労働者の賃金をどちらの国の所得に含めるかは議論の余地の残るところだが、一般的には送出し国の所得に含めることが多いので、ここでもそれに倣った。

(13) の両辺を  $p$  で微分すると次のようになる。

$$\frac{dY}{dp} = f_z(1-p) \frac{dL_B}{dp} - \bar{L}_A \frac{dw}{dp} - L_B \frac{dw_B^e}{dp}$$

$$= -\frac{f_z}{F''+F_*''} \left\{ f_z(1-p) - F''\bar{L}_A + F_*''L_B \right\} \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 0 \quad (15)$$

(15)の一行目の右辺第1項は、資格取得前入国者数の変化が不法就労者摘発に伴う罰金総額に与える効果であり、正值である。同第2項は、合法的単純労働者の賃金率の変化が資格取得後入国者への賃金の支払額に与える効果であり、正值である。同第3項は、資格取得前入国者の期待賃金率の変化が同者への賃金の支払額に与える効果であり、負値である。したがって、アムネ스티をより積極的に実施することによ受入れ国の国民所得が増・減どちらの方向に向かうかは特定できない。

ただし、 $\bar{L}_A$ が非常に小さく、且つ、 $z$ も少額であれば、 $dY/dp < 0$ となる。また、 $F_*$ の限界生産力があまり逡減しないような技術( $F_*'' > 0$ )であれば、 $dY/dp > 0$ となる。さらに、 $F$ の限界生産力があまり逡減しないような技術( $F'' > 0$ )で、且つ、 $z$ もであれば、 $dY/dp < 0$ となる。

(14)の両辺を $p$ で微分すると次のようになる。

$$\begin{aligned} \frac{dY^*}{dp} &= L_A \frac{dw}{dp} + L_B \frac{dw_B^e}{dp} \\ &= -\frac{f_z}{F''+F_*''} \left( F''\bar{L}_A - F_*''L_B \right) \begin{matrix} > \\ < \end{matrix} 0 \end{aligned} \quad (16)$$

(16)の一行目の右辺第1項は、合法的単純労働者の賃金率の変化が資格取得後入国者への賃金の支払額に与える効果であり、負値である。同第2項は、資格取得前入国者の期待賃金率の変化が同者への賃金の支払額に与える効果であり、正值である。したがって、アムネ스티をより積極的に実施することによって送出し国の国民所得が増・減どちらの方向に向かうかは特定できない。

ただし、 $\bar{L}_A$ が非常に小さいか、または、 $F$ の限界生産力があまり逡減しないような技術であれば、 $dY/dp > 0$ となる。また、 $F_*$ の限界生産力があまり逡減しないような技術であれば、 $dY/dp < 0$ となる。

(15),(16)より、次のような式が成立する。

$$\frac{d}{dp}(Y+Y^*) = f_z(1-p) \frac{dL_B}{dp} > 0 \quad (17)$$

したがって、世界全体の所得は増加することになる。これは、アムネ스티をより積極的に実施することによって、資格取得前入国者の中で限界生産物価値に等しい賃

金率を得られる者が増加したことにより、価格の歪みが幾分緩和されるためである。世界全体の所得が増加するという事は、仮にアムネ스티をより積極的に実施することによって受入れ国の国民所得が減少しても、同時に経済援助などの受入れ国から送出し国への所得移転を適度に削減すれば、両国の所得を増加させることが可能なことを意味する。

#### 4. 賃金率の下方硬直性が存在する場合の分析

本節では、受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率について、それよりは減少しないという下限があると仮定して分析を行う。前節の議論で明らかになったように、アムネ스티をより積極的に実施することによって、受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率は減少する。したがって、アムネ스티がより積極的に実施されるにつれて、同賃金率が下限に達して失業が発生する可能性がある。

本節では、まず、失業の発生を回避しながら外国人不法就労者を減少させる2種類の方法について議論したい。

##### 4.1 失業の発生を回避しながら外国人不法就労者を減少させる方法

ちょうど $w$ が下限に達している状況を取りあげる。そのときには、他の条件を不変としてアムネ스티をより積極的に実施すると、受入れ国の生産部門において単純労働者の限界生産力が下がるが、それに応じて $w$ が下がらないので、失業が発生することになる。したがって、失業の発生を回避するためには、受入れ国の生産部門における単純労働者の限界生産力を下げることなく、外国人不法就労者を減少させる必要がある。

###### 4.1.1 方法1 ... アムネ스티の積極化と生産者に対する罰金増額の組合せ

3.2 で議論したように、アムネ스티をより積極的に実施することによって資格取得前入国者の期待賃金率が増加したことにより、受入れ国内の単純労働者の量が増加して、合法的単純労働者の賃金率が減少したのであるから、アムネ스티をより積極的に実施しても資格取得前入国者の期待賃金率が増加しないようにすればよい。その

ためには、不法就労者を摘発した際の生産者への罰金を増額する必要がある。

(8) の右辺を  $w$  は変化しないものとして全微分した値を 0 と置く。

$$fzdp - f(1-p)dz = 0$$

上式を整理すると、次のようになる<sup>(注)</sup>。

$$dz = \frac{z}{1-p} dp \quad (18)$$

(18) のように、アムネ스티をより積極的に実施すると同時に、生産者への罰金を増額させれば、合法的単純労働者の賃金率を変化させることなく、合法化されない資格取得前入国者の量が減少する。すなわち、失業の発生が回避されつつ、不法就労者が減少する。1987 年にアメリカで初めてアムネスティが実施された際に、同時に不法就労者を雇用した雇用主に対する罰金制度が導入されたのは、この方法が具体化された一例である。

ただし、この方法が実施された後にも労働資格を得られなかった資格取得前入国者の賃金率は減少してしまう。これは、すでに、3.1.4 で扱った伸縮的賃金率の場合と同じであるが、彼等の賃金率が減少する原因が、生産者に課される罰金の増加によるところが異なっている。

なお、この方法を採用した場合、国際労働移動が生じない(資格取得前入国者の量に変化がない)ので、世界全体の所得に変化はなく、両国の国民所得にも変化はない。

#### 4.1.2 方法 2 ... 正規の受入れ枠の拡張(資格取得後入国者の増量)

(8) を (9) に代入して両辺を  $\bar{L}_A$  で微分すると、次のようになる。

$$\frac{dL_B}{d\bar{L}_A} = -1 \quad (19)$$

(5) の両辺を  $\bar{L}_A$  で微分すると次のようになる。

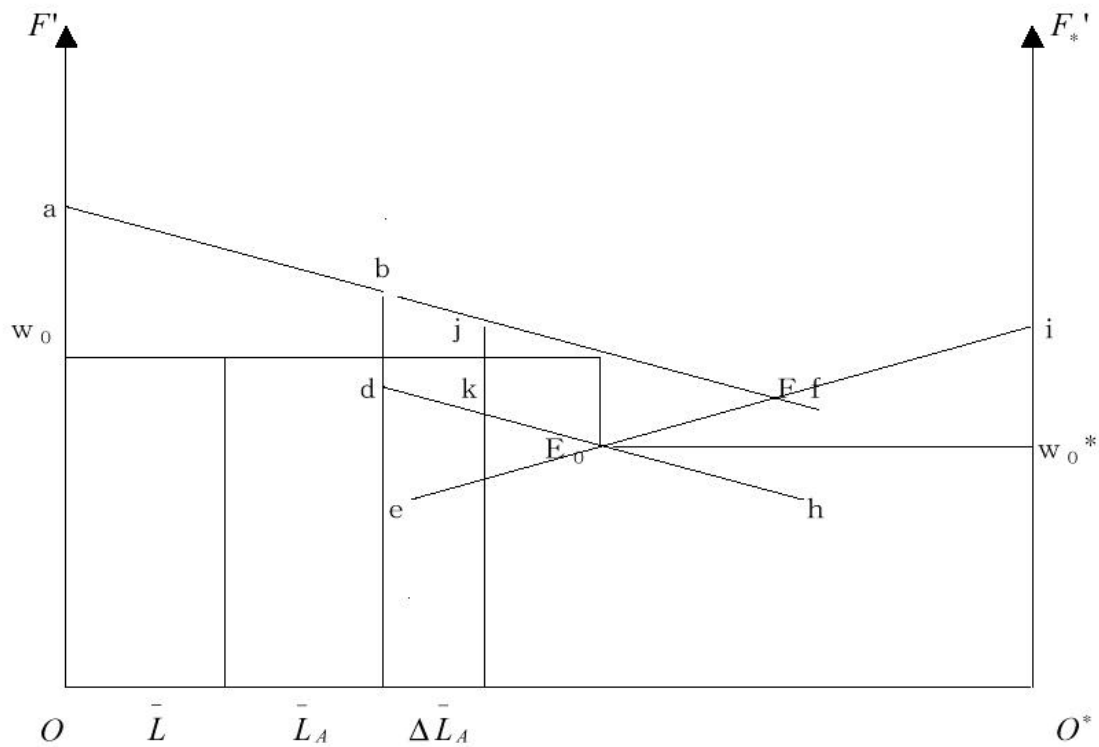
$$\frac{dw}{d\bar{L}_A} = F'' \left( 1 + \frac{dL_B}{d\bar{L}_A} \right)$$

上式に (19) を代入すると次のようになる。

$$\frac{dw}{d\bar{L}_A} = 0 \quad (20)$$

受入れ国の正規の外国人労働者受入れ枠を拡張する（それによって資格取得後入国者の量が増加する）と、受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率を変化させることなく、資格取得前入国者の量を減少させることができる。したがって、不法就労者が減少するわけである。（この結果は、賃金率が伸縮的で失業が問題にならない場合でも成り立つ。）また、(6),(20)より、不法就労者の賃金率には変化がない。なお当然ながら、この方法では、アムネスティのように既存の不法就労者が合法化されるわけではない。

図 2



以上の効果を図解すれば、次のとおりである。

図 2 のように、資格取得前入国者の量を  $\Delta \bar{L}_A$  だけ増加させると、受入れ国生産部門における単純労働者の需要曲線は、曲線  $a b d h$  から曲線  $a j k h$  に変化する。しかし、均衡点は  $E_0$  のままでまったく変化がない。 $\bar{L}_A$  の増加分だけ  $L_B$  が減少することに

なるわけである。

失業が生じるかもしれない状況下にある受入れ国では、正規の外国人労働者受入れ枠を拡張すると失業者が増加するという懸念がもたれるかもしれないが、以上の結果から、そのような懸念が当たらないことがわかる。

(13), (14) の両辺をそれぞれ  $\bar{L}_A$  で微分すると次のようになる。

$$\frac{dY}{d\bar{L}_A} = -f_z(1-p) \quad (21)$$

$$\frac{dY^*}{d\bar{L}_A} = f_z(1-p) \quad (22)$$

(21), (22) より、次のような式が成立する。

$$\frac{d}{d\bar{L}_A}(Y + Y^*) = 0 \quad (23)$$

受入れ国の正規の受入れ枠の拡張によって、受入れ国の国民所得は減少し、その分だけ送出し国の国民所得が増加し、世界全体でみれば所得に変化がないことになる。

#### 4.2 失業が存在する場合のアムネスティの効果

次に、失業が存在する場合に、アムネスティをより積極的に実施することが諸変数に与える影響について議論したい。

##### 4.2.1 モデルの修正

受入れ国・送出し国の双方に失業者が存在するように基本モデルを修正する。本節は、受入れ国の失業問題についての検討を目的としているが、送出し国にも失業者が存在すると仮定するのは、現実には受入れ国よりも送出し国の失業問題の方が深刻である場合が多いため、受入れ国のみで失業者が存在すると仮定することが不自然であると考えられるからである。

まず、受入れ国に関する式について修正する。

受入れ国の生産部門に雇用される合法的単純労働者の賃金率が一定の値 ( $\bar{w}$ ) をとるように、(5), (6) を修正する。

$$\bar{w} = F'(L) \quad (5')$$

$$w_I + fz = \bar{w} \quad (6')$$

(5')より、 $L$ も一定の値をとることになるので、(3)は次のように修正される。

$$L = L\left(\bar{w}\right) \quad (3')$$

資格取得前入国者の期待賃金率 ( $w_B^e$ ) は、同者が受入れ国の生産部門に雇用される確率 ( $I$ ) と雇用された場合の期待賃金率 ( $w_{BE}$ ) との積となる。

$$w_B^e = I w_{BE}$$

$$\text{ただし、} I = \frac{aL\left(\bar{w}\right)}{\bar{L} + \bar{L}_A + L_B} \quad 0 < a < 1$$

$$w_{BE} = \bar{w} - fz(1-p) \quad (8')$$

受入れ国民の労働者が雇用される確率と外国人労働者が雇用される確率が等しければ、 $a = 1$ となるが、一般に受入れ国で失業問題が発生した場合、外国人労働者は受入れ国民の労働者に比べて失業者になり易いので、 $0 < a < 1$ のような設定にした。

次に、送出し国に関する式について、追加・修正する。

送出し国の生産部門に雇用される単純労働者の賃金率が一定の値 ( $w^*$ ) をとるよう  
に、(7)を修正する。

$$\bar{w}^* = F_*'(L^*) \quad (7')$$

(7')より、 $L^*$ も一定の値をとることになるので、(4)は次のように修正される。

$$L^* = L^*\left(\bar{w}^*\right) \quad (4')$$

送出し国内の単純労働者の期待賃金率 ( $w^{*e}$ ) は、送出し国の生産部門に雇用される確率 ( $I^*$ ) と雇用された場合の賃金率 ( $w^*$ ) との積となる。

$$w^{*e} = I^* \bar{w}^*$$



$$\text{ただし、 } I^* = \frac{L^* \left( \frac{-}{w^*} \right)}{\bar{L}^* - \bar{L}_A - L_B} \quad (24)$$

さらに、期待賃金率の裁定式(9)は次のように修正される。

$$w_B^e = w^{*e} \quad (9')$$

#### 4.2.2 諸変数への影響

賃金率が伸縮的な場合と同様、アムネ스티がより積極的に実施されると資格取得前入国者の期待賃金率が増加して、一時的に送出し国内の単純労働者の期待賃金率との間に格差が生じるので、資格取得前入国者の量が増加することになる。

$$\frac{dL_B}{dp} = f_Z a L \left\{ \frac{w_B^e a L}{\bar{L} + \bar{L}_A + L_B} + \frac{w^{*e} L^* \left( \bar{L} + \bar{L}_A + L_B \right)}{\left( \bar{L}^* - \bar{L}_A - L_B \right)^2} \right\}^{-1} > 0 \quad (25)$$

両国の生産部門において単純労働者の雇用量に変化がないため、資格取得前入国者の量が増加(送出し国にとどまる単純労働者の量が減少)するということは、受入れ国内の失業者が増加し、送出し国の失業者が減少することを意味する。

また、世界全体の所得については、両国の生産部門の生産量に変化がないのであるから、当然、変化がないことになる。

$$\frac{d}{dp} (Y + Y^*) = 0 \quad (26)$$

#### 4.3 失業が存在する場合の正規の受入れ枠拡張の効果

賃金率が伸縮的な場合と同様、正規の受入れ枠の拡張によって、その拡張分と同量の不法就労者を減少させることができる。

$$\frac{dL_B}{dL_A} = -1 \quad (27)$$

また、この場合、受入れ国内の失業者の量にはまったく影響を与えない。

$$\frac{d}{d\bar{L}_A} \left( \bar{L} + \bar{L}_A + L_B - L \left( \frac{\bar{w}}{w} \right) \right) = 1 + \frac{dL_B}{d\bar{L}_A} = 0 \quad (28)$$

## 5. 結論

### 5.1 これまでの要約

これまでの議論を要約すると、次のとおりである。

失業が存在しない状況でアムネ스티をより積極的に実施すると、世界全体の所得が増加することになる。しかし、同時に受入れ国内の合法的単純労働者の賃金率が減少するために、アムネस्टイがより積極的に実施されるにつれて、失業が発生する恐れが出てくる。

失業の発生を回避しながら受入れ国内の不法就労者を減少させる方法の一つは、アムネस्टイをより積極的に実施すると同時に、不法就労者を雇用する生産者に対する罰金を増額することである。もう一つの方法は、受入れ国の正規の受入れ枠を拡張し、労働資格を得て受入れ国に入国する者の量を増加させることである。ただし、この方法では、既存の不法就労者が合法的就労者になれるわけではない。また、この方法を採用すると、受入れ国の国民所得は減少し、その分だけ送出し国の国民所得が増加する。

受入れ国及び送出し国内に失業者が存在する状況でアムネस्टイをより積極的に実施すると、受入れ国の失業者が増加するとともに、送出し国の失業者が減少し、世界全体の所得には変化がない。また、同様の状況で受入れ国の正規の外国人労働者受入れ枠を拡張すると、受入れ国及び送出し国内の失業者の量は変化せず、不法就労者が減少する。

### 5.2 政策案の提示

不法就労者を減少させる方法としては、アムネस्टイよりも、正規の受入れ枠の拡張の方が優れている。後者は、前者のように、新たな不法就労者の発生を生み出す効果がないからである。

ただし、不法就労者の減少とともに、既存の不法就労者の救済（労働資格の付与）も目標とされる場合には、アムネस्टイを実施しつつ、新たな不法就労者の発生を生

み出す効果を抑えることが必要となる。そのためには、例えば、アムネスティの実施を一回限りとし、且つ、そのことを送出し国内の労働者にも周知徹底させるなど、新たな不法就労者の期待生涯所得を高めない対策が採られなければならない。

[ 付記 ]

本稿をまとめるにあたりまして、本誌の 3 人のレフェリーより大変貴重なコメントを頂きました。記して感謝申し上げます。

(注)

(18)のように $p$ を増加させると同時に $z$ を増加させれば、 $w$ を不変に保てることについては、次のように示すこともできる。

(8)を(9)に代入した式を全微分して整理すると、次のような式が得られる。

$$dL_B = -\frac{f_z}{F''+F_*''}dp + \frac{f(1-p)}{F''+F_*''}dz \quad ( )$$

( )より、 $L_B$ を不変に保つことのできる $dp$ と $dz$ の関係を次のように求めることができる。

$$-\frac{f_z}{F''+F_*''}dp + \frac{f(1-p)}{F''+F_*''}dz = 0$$

$$-f_z dp + f(1-p)dz = 0$$

$$dz = \frac{z}{1-p} dp \quad ( )$$

(12)より、 $L_B$ に変化がなければ $w$ も変化しないのであるから、( )が成り立てば、 $w$ は変化しない。

#### 参考文献

Bond, E.W. and T. Chen, 1987, The welfare effects of illegal immigration, *Journal of International Economics* 23, 315-328.

Ethier, W.J., 1986, Illegal immigration : the host country problem, *American Economic Review* 76, 56-71.

花見 忠・桑原靖夫編, 1993, 『あなたの隣人 外国人労働者』, 東洋経済新報社。

Harris, B.R. and M.P. Todaro, 1970, Migration, unemployment and development : a two-sector analysis, *American Economic Review*, 60, 126-142.

Jones, R.W. and S.T. Easton, 1986, The theory of international factor flows : the basic model, *Journal of International Economics* 20, 313-327.

Todaro, M.P., 1969, A model of labor migration and urban unemployment in less developed countries, *American Economic Review*, 59, 138-148.

( Title )

An Economic Analysis on Amnesty

( Abstract )

This paper analyzes the economic effect of amnesty and policies relevant to it with the two-country model which is founded on that of Bond and Chen( 1987 ). And it draws following conclusions.

If amnesty is carried out more frequently in the case of no unemployment, the total income of all the world will increase, but the wage rate of legal unskilled workers in it will decrease. So it is possible that unemployment will come out if the operation of amnesty is continued to be frequent. If amnesty is carried out more frequently in the case of unemployment being in both the host country and the source country, the unemployment will increase in the former and decrease in the latter, the total income of all the world will not change.

One way to decrease illegal workers in the host country while preventing unemployment coming out in it is to carry out amnesty more frequently with increasing penalty for the employers of them. Another way is to increase the regular number of acceptable foreign workers in order to increase the number of the workers who enter the host country with working permits. But it doesn't make illegal workers become legal ones like amnesty.

Keywords :

the expected wage rate of illegal workers, penalty for employers, the regular number of acceptable foreign workers